

総合事業における運用上の留意点について

【新型コロナウイルス感染対策関連】

介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者は、通常、月額包括報酬で算定しますが、今般の新型コロナウイルス感染症により休業を行った場合、休業期間分を日割りして算定します。詳細は、下記の厚生労働省事務連絡を参照してください。

介護保険最新情報 Vol.779

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準の臨時的な取扱いについて（第4報）